

本会議における各会派の質問時間について（案）

1 基本的な考え方

- (1) 質問時間と答弁時間を合計して、割り当て時間を算出する。
- (2) 質問時間の500分を代表質問と一般質問に充てる。
- (3) 質問時間は原則として開会より午後5時までとする。

2 代表質問

- (1) 質問時間の500分のうち10分ずつ交渉会派に均等配分する。質問時間の下限は10分とし、上限は各会派の持ち時間の中で任意とする。
(10分×5交渉会派=50分)
- (2) 原則として質問初日に交渉会派が代表質問を行う。ただし、午後5時を越えることが予め想定される会派の質問は、質問2日目の冒頭から行うこととする。

3 一般質問

- (1) 質問2日目は原則として午前10時開会とする。
- (2) 一般質問終了後に議案の提案説明、質疑、委員会付託などの議会運営を行う。
- (3) 一人会派に最低保障時間として10分を確保する。(10分×4一人会派=40分)
- (4) 450分から40分を引いた410分を交渉会派の議員数に応じた人数割りで交渉会派に配分する。

* 一人当りの配分時間（小数点以下第3位を四捨五入する）

$$(450分 - 40分) \div (50人 - 4人) = 8.91$$

4 持ち時間

会派名	人数割配分時間 (2年2定～)		代表質問 加算時間	持ち時間	持ち時間 (前定例会まで)	増減
自 民	$8.91 \times 15 = 133.65$ 分	134 分	10 分	144 分	145 分	△1 分
公 明	$8.91 \times 12 = 106.92$ 分	107 分	10 分	117 分	118 分	△1 分
共 産	$8.91 \times 08 = 71.28$ 分	71 分	10 分	81 分	82 分	△1 分
令 和	$8.91 \times 06 = 53.46$ 分	53 分	10 分	63 分	55 分	8 分
エ ー ル	$8.91 \times 05 = 44.55$ 分	45 分	10 分	55 分	—	55 分
立 憲	—	—	—	—	30 分	△30 分
緑	—	—	—	—	10 分	△10 分
つらぬく	—	—	—	—	10 分	△10 分
フェア民	1 人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
ネ ッ ト	—	—	—	—	10 分	△10 分
無 所 属	1 人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
区 民	1 人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
都民ファ	1 人会派	10 分	—	10 分	10 分	—
合 計	(50 名)	450 分	50 分	500 分	500 分	—

※ 人数割配分時間は、小数点以下を四捨五入して処理する。